

# 規 則

「千曲市消防団規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第3号

## 千曲市消防団規則の一部を改正する規則

千曲市消防団規則（平成15年千曲市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定により千曲市消防団（以下「消防団」という。）の組織、階級及び消防業務等について必要な事項を定めるものとする。

第3条を次のように改める。

（階級及び幹部）

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員とする。

2 消防団に団長のほか、次の幹部を置く。

- (1) 副団長
- (2) 分団長
- (3) 副分団長
- (4) 班長

第4条中「副団長、分団長、副分団長及び班長(以下「幹部」という。)」を「幹部」に改める。

第5条第1項中「消防団長(以下「団長」という。)」を「団長」に改める。

第12条第1号中「消防団長」を「団長」に改める。

第18条中「消防業務につき、次により」を「消防業務の」に改め、同条各号を削る。

別表の次に次の様式を加える。

# 宣 誓

わたくし  
私 は、忠実にっほんに日本国憲法及び法律ようごを擁護し、法令、  
条例及び規律じゅんしゅを遵守し、不公平並びに偏見へんけんを避け  
なんびと  
何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の業務を  
すいこう  
遂行することをげんしゅく厳粛に誓います。

年 月 日

千曲市消防団 第 分団

附 則

この規則は、公布の日から施行する。